

「神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例」に基づく措置の判断基準

不良な状態にある建物等の分類	悪影響の程度と危険の切迫性			
	著しく衛生上有害となるおそれのある状態(※1)	地域住民等の健康に悪影響を及ぼすおそれがある	地域住民等の健康に著しい悪影響を及ぼすおそれがある	地域住民等の健康だけでなく、生命、身体又は財産の危険が切迫している
周辺の生活環境保全のため放置することが不適切な状態(※1)	地域住民等の生活環境に悪影響を及ぼしている	地域住民等の生活環境に著しい悪影響を及ぼしている	— (※2)	— (※2)
措置の範囲	助言又は指導相当	勧告相当	命令相当	代執行相当

(※1) 不良な状態にある建物等の分類は以下のとおりです。

1. 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
  - ①有害危険物質が放置
  - ②大量の廃棄物その他の物の保管状況が不良
  - ③衛生害虫が発生している(感染症を媒介するねずみ、はえ、ゴキブリ等)
2. 周辺の生活環境保全のため放置することが不適切な状態
  - ①悪臭が発生している
  - ②火災発生のおそれがある
  - ③通路等に大量の廃棄物その他の物が堆積していることによる通行等の障害

(※2) 通常は実施しないが、市長が必要と認める場合は実施することができるもので、例えば、以下のような場合が考えられます。

- ・著しく大量の可燃物が堆積していて、出火の可能性及び火元となる可能性、周辺への延焼の可能性から、火災発生のおそれが極めて高い場合
- ・通路に著しく大量に堆積し、日常の通行のほか、災害時における緊急避難経路として支障ある場合

など